



資料 4

人吉都市計画 被災市街地復興推進地域の決定

人吉市都市計画審議会 資料

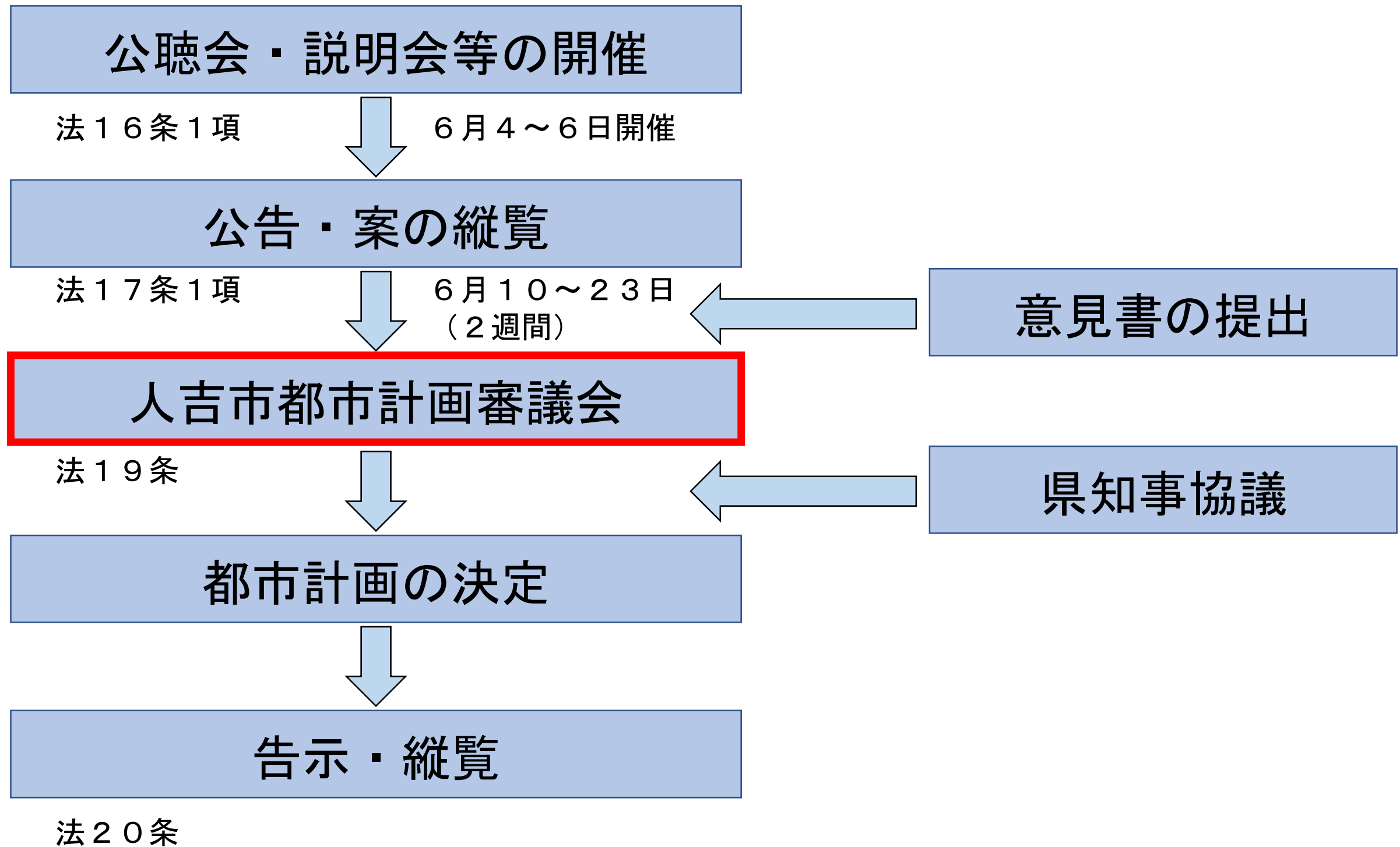
令和3年7月8日（木）

- 1 都市計画決定手続きの流れについて
- 2 被災市街地復興推進地域の検討について
- 3 住民説明会における主なご質問等について
- 4 都市計画案の縦覧・意見書について

1 都市計画決定手続きの流れについて



【市決定分】



2 被災市街地復興推進地域の検討について



【被災市街地復興推進地域の都市計画決定の目的】

大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地について
緊急かつ健全な復興を図るため、被災市街地復興推進地域等
により、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

根拠法令： 被災市街地復興特別措置法

経緯： H7. 1. 17 阪神淡路大震災 ➡ 契機
H7. 2. 26 被災市街地復興特別措置法 制定
H7. 3. 17 神戸市御菅地区等で初の適用

※熊本県では、熊本地震時に益城町で適用

2 被災市街地復興推進地域の検討について



【被災市街地復興推進地域の必要性】

課題

- 避難路となる道路や避難地となる公園など公共空間の不足
- 接道要件を満たさず建替えが困難
- 緊急輸送道路となる道路が発災時に閉塞し、緊急車両が通れない

防災性、安全性の低い市街地の形成を防ぐ

一定の開発・建築の制限等が必要

「被災市街地復興推進地域」

緊急かつ健全な復興を図る

【参考イメージ】

緊急車両が通れない道路



早急に良好な道路を形成



2 被災市街地復興推進地域の検討について



【被災市街地復興推進地域の必要性】

敷地に接する道路が、
4 m未満で**再建できない**



道路が閉塞し、**緊急車
両が通れない**



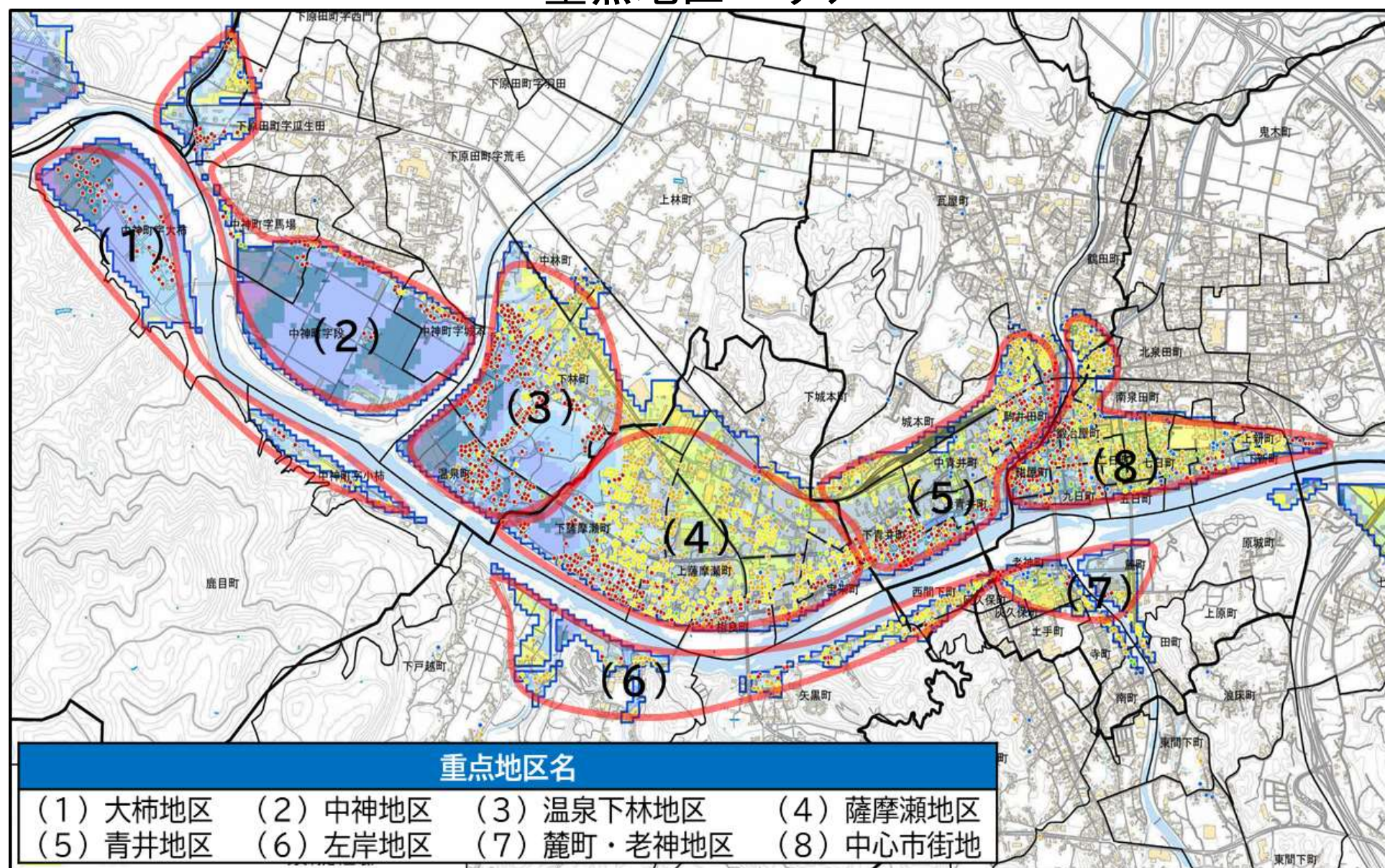
2 被災市街地復興推進地域の検討について



【復興まちづくりの取り組み】

市では、8つの重点地区ごとに、まちの被害状況や課題を整理し、今後の復興の方向性を住民対話（地区別懇談会）を行いながら、復興まちづくり計画の策定を進めている。

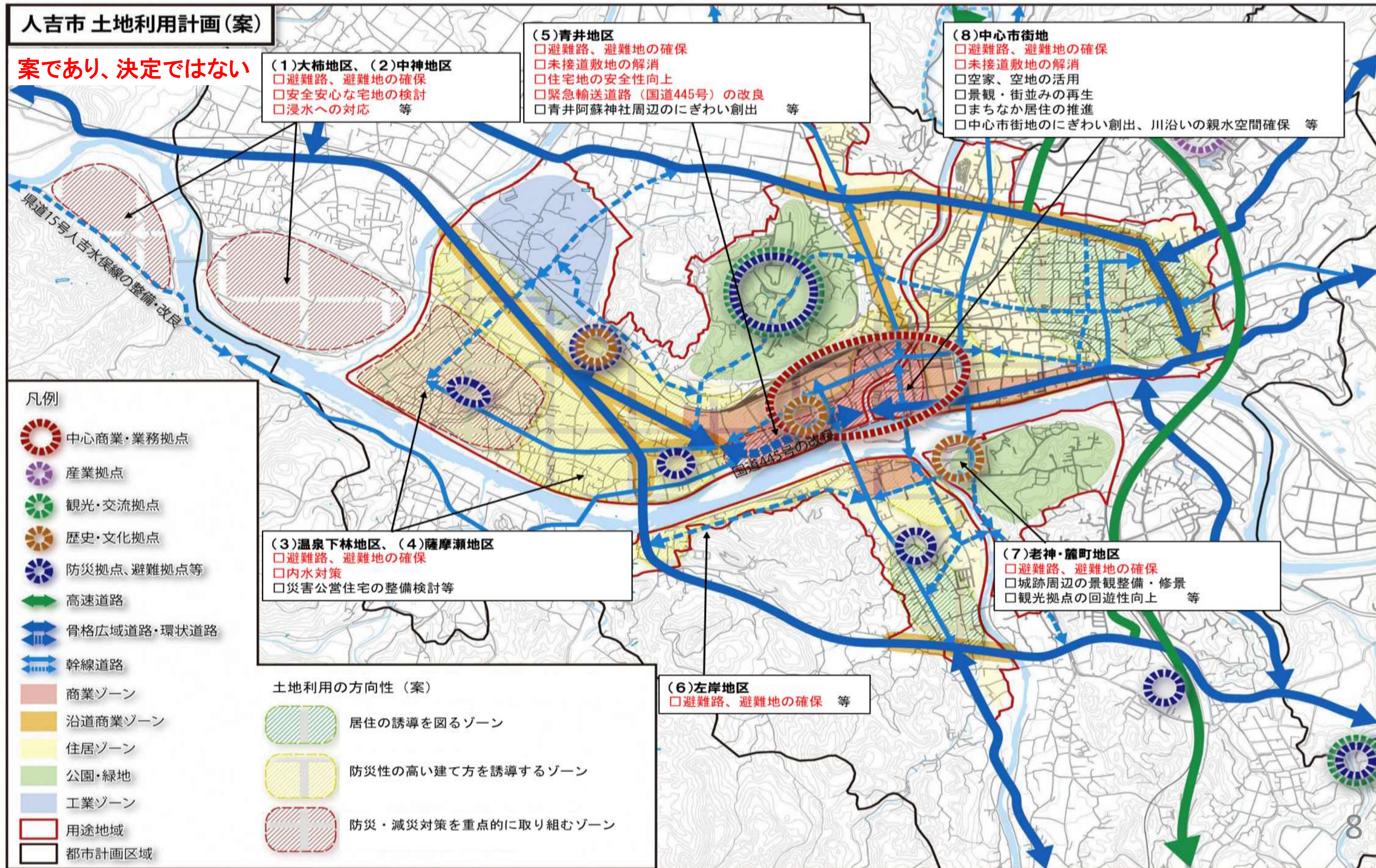
重点地区エリア



地区別懇談会の様子



2 被災市街地復興推進地域の検討について



2 被災市街地復興推進地域の検討について



【復興事業の実施までの課題】

「各種復興事業が決定されるまでの期間において、安全性の低い市街地が再びつくられてしまうことを防ぎ」

かつ、

「その間に市民と行政等が協力・連携し、『復興まちづくり計画※』に基づく各種復興事業の円滑な実施へ移行することが必要」

※復興まちづくり計画＝住民と行政が協働で作成したまちの将来像や実現手法を具体的に示した計画

そのためにも



事業計画を決定するまでの期間、一定の建築行為の制限等が必要

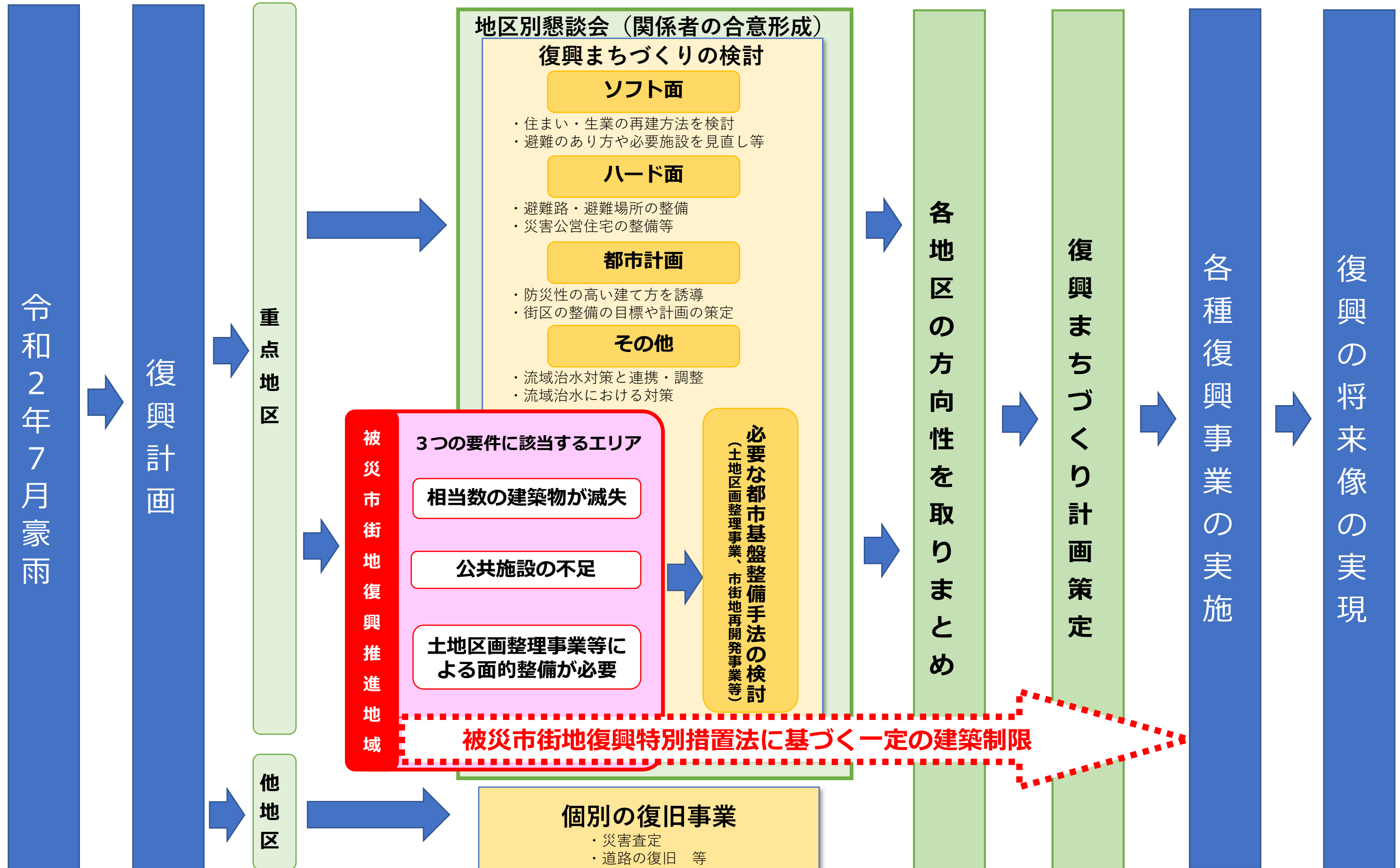


「被災市街地復興推進地域」制度の活用を検討

2 被災市街地復興推進地域の検討について



【今後のスケジュール】



駅周辺の鉄道を核としたまちづくり拠点の形成を図る

被災市街地復興推進地域として面的な整備を含め、迅速な復興まちづくりを推進

地区全体の一体的再生区画整理等による宅地・道路・公園等基盤整備など

共同住宅や立体駐車場(避難ビルも兼ねる)の整備検討

床を高くするとともに水の勢いを弱める建物の建て方を誘導

蓮池も含めた神社と一体的な賑わい空間・広場等の創出

高い建物の避難ビルとしての活用検討
川沿いの低未利用地を活かした被災応援交流センターの検討
低い土地の嵩上げ等の検討

共同住宅や立体駐車場(避難ビルも兼ねる)の整備検討

路地空間など、これまでの風情を活かした一体的再生区画整理等による道路・公園等基盤整備など

青井阿蘇神社周辺を歴史文化拠点として保全

日本遺産の情報等を発信

球磨川を活かしたまちづくり

梅花の渡し
球磨川下りの再開

人吉城址公園周辺を憩いの場として保全

歴史的建物等を活かした町並み形成

コンテナマルシェ
石蔵活用等による賑わい拠点形成

人吉駅

仮設商店街(仮称)

青井阿蘇神社

球磨川

中川原公園

大橋

人吉城址公園

武家屋敷

永国寺

公共浴場

登録文化財

歴史的建物等

仮設店舗等

公共浴場

凡例

商業ゾーン	賑わい・交流軸	交流拠点	登録文化財
沿道商業ゾーン	球磨川プロムナード軸	歴史・文化拠点	歴史的建物等
住居ゾーン	山田川親水軸	潤い・憩い拠点	仮設店舗等
公園・緑地	回遊散策路	まちなか居住・避難拠点	公共浴場
被災市街地復興推進地域(案)	避難路	防災拠点	

0 50 100 200 300 400 500 m

2 被災市街地復興推進地域の検討について



【被災市街地復興推進地域の指定に必要な3つの要件】（特措法第5条）

大規模な災害で相当数の建築物が滅失した地区

- ・ 被害が大きい建物（大規模半壊以上）が多い地区

公共施設の不足等で、そのまま再建しても不良な街区が形成されるおそれ（課題）がある地区

- ・ 道路の整備状況（幅員4m未満の道路が多い）
- ・ 公園の整備状況 など

土地区画整理事業や公共施設整備事業といった事業を実施する必要がある地区（上位・関連計画における位置づけ）

- ・ 面的な市街地整備の必要があるエリア
- ・ その他公共施設の整備を検討するエリア
- ・ 上位計画における拠点の位置づけ
（人吉市復興計画、人吉市都市計画マスタープラン など）

重ね合わせ

① 建物被害が大きい地区

② 道路、公園など公共施設が不足する地区

③ 土地区画整理事業などによる面的な整備等が有効な地区

被災市街地復興推進区域の候補とする

※重ね合わせの検討は次頁以降を参照

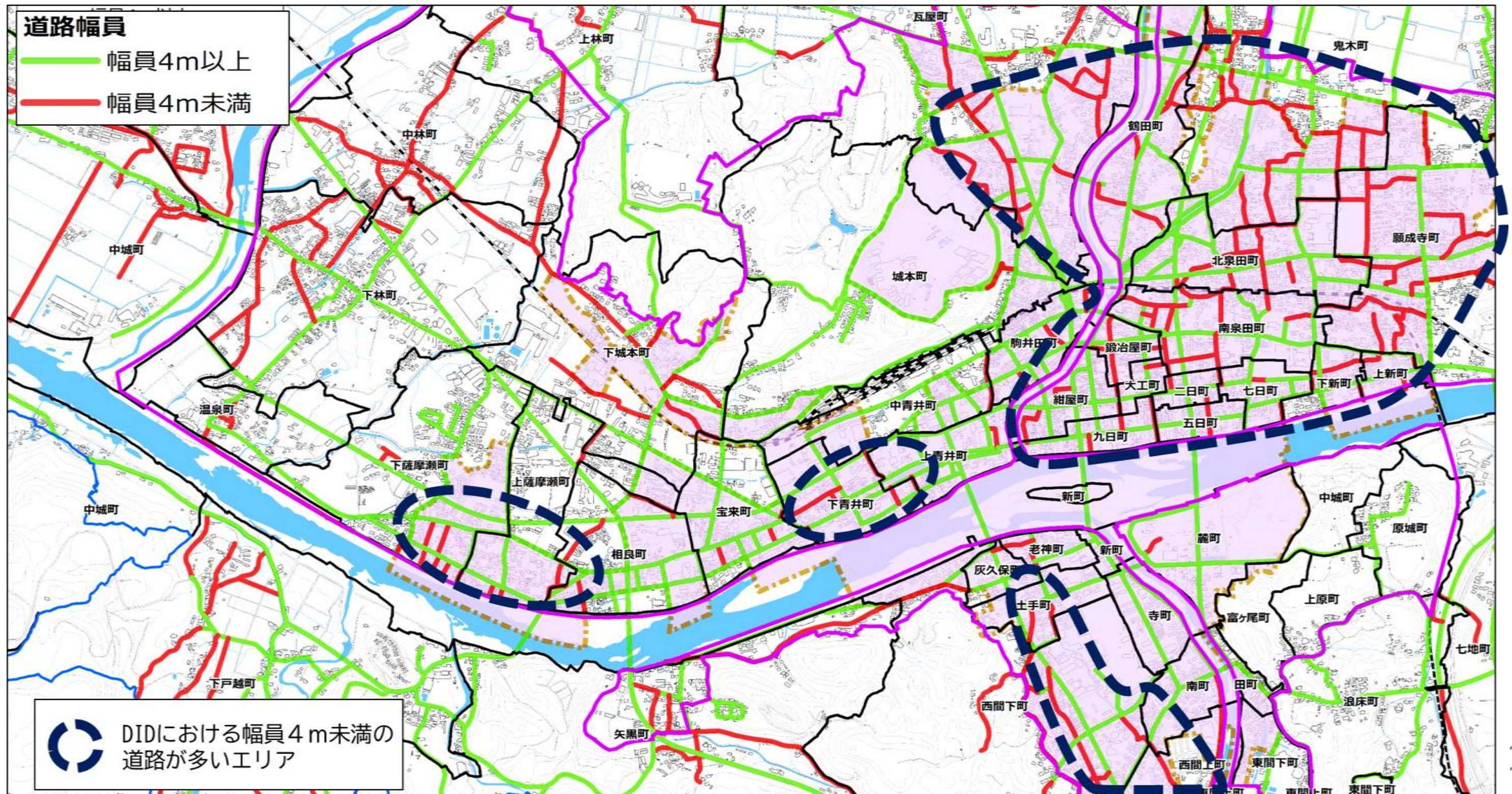
①建物被害が大きい地区
【建物被害】



2 被災市街地復興推進地域の検討について



②道路、公園など公共施設が不足する地区 【狭あい道路】



【公園の配置】



【①建物被害、②狭あい道路・公園配置】



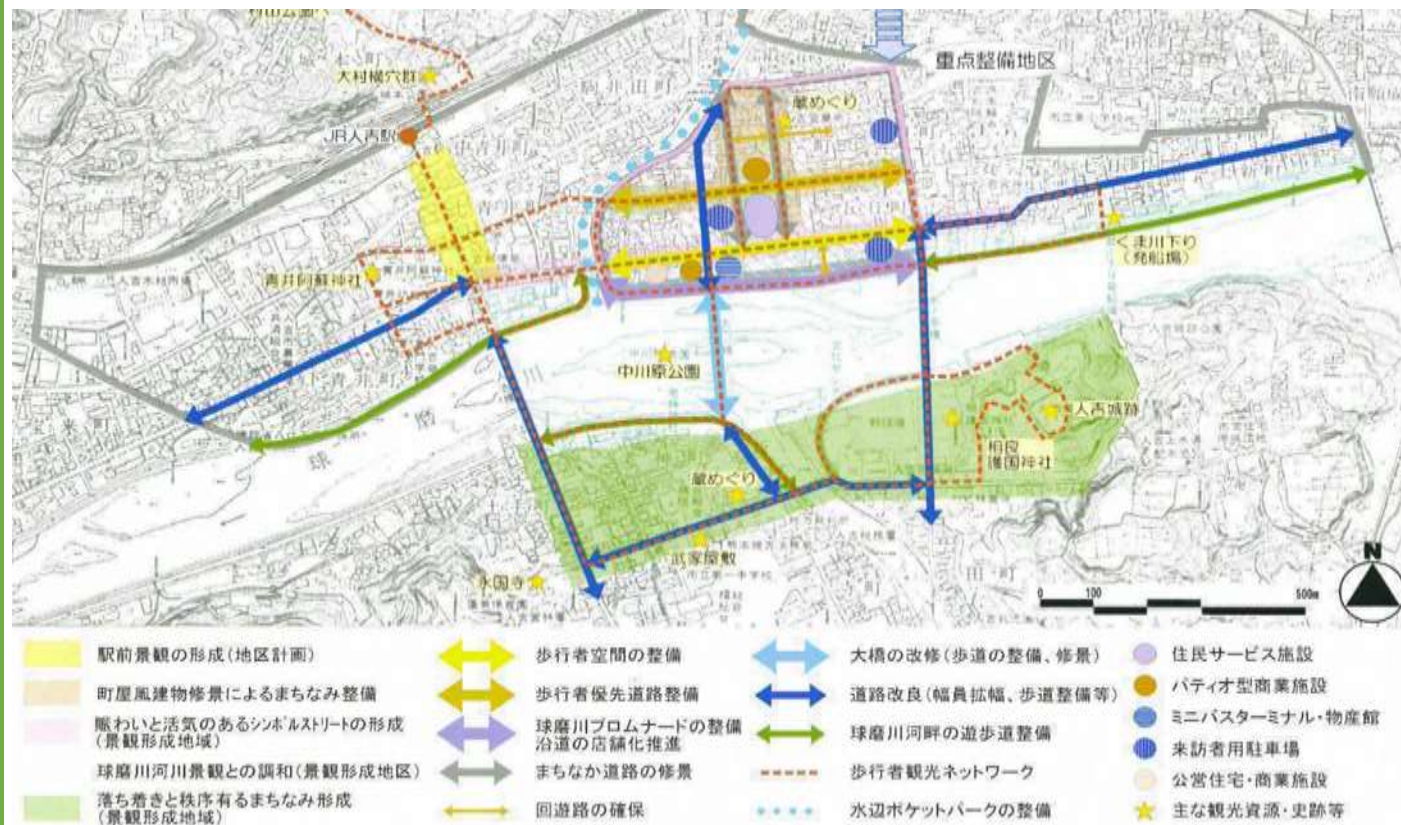
2 被災市街地復興推進地域の検討について

③土地区画整理事業などによる面的な整備等が有効な地区
【上位・関連計画】

復興計画（第1期）

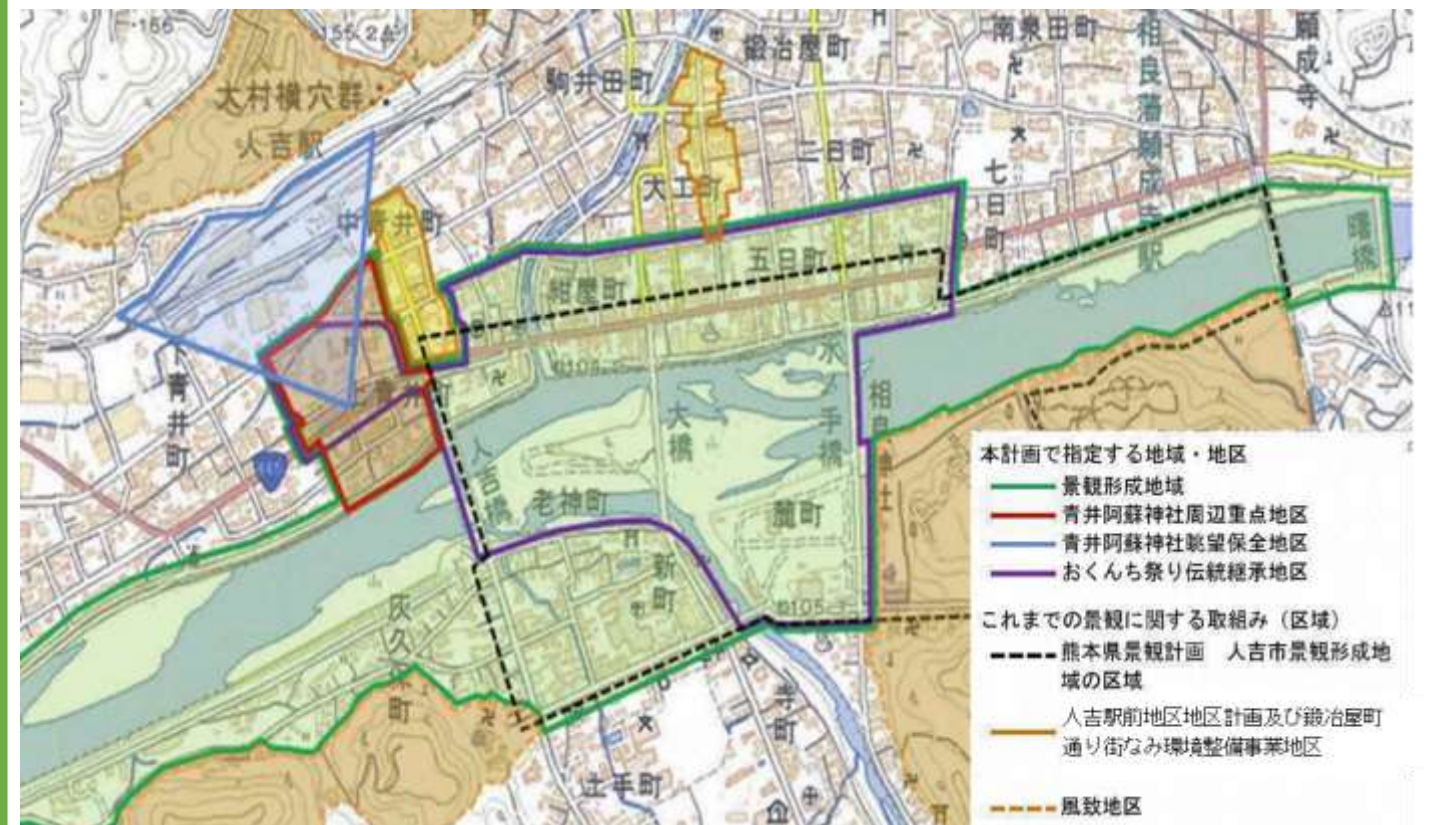
- 復興のシンボルとなる神社や球磨川と調和し民間参画による賑わいある空間づくり
- 景観や経済活動に配慮した都市基盤の整備

都市計画マスタープラン



中心市街地を核としてコンパクトにまとまった市街地の形成

景 観 計 画



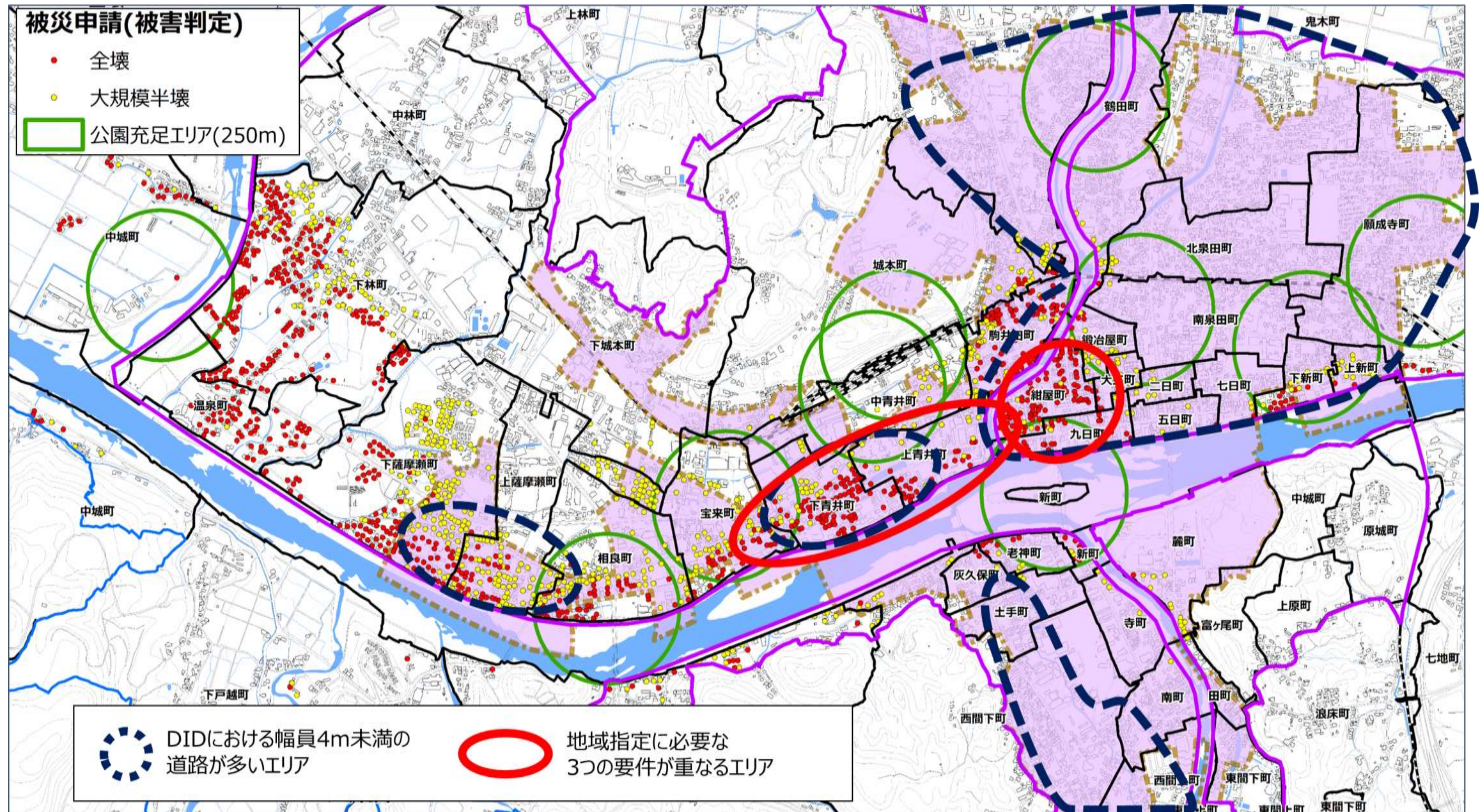
景観計画区域の中にある主要な景観資源を核とする地区

2 被災市街地復興推進地域の検討について



3つの要件が重なるエリア

【①建物被害、②狭あい道路・公園配置、③上位・関連計画】



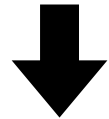
2 被災市街地復興推進地域の検討について



地域指定の基本的な考え方

①区域（面）の決定

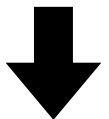
『建物被害』＋『狭あい道路』＋『公園配置』＋『上位・関連計画など』



【基本方針】重複したエリアを中心に区域を指定する

②境界（線）の決定

『明確な地形・地物』（道路・河川等）＋『町界・敷地界』



【基本方針】

○青井地区

北側：下林南願成寺線北側、国道445号北側

南側：球磨川右岸

東側：出町橋右岸

西側：青井地内第13号線、宝来地内第1号線、
敷地界

○中心市街地地区

北側：五十鈴橋左岸、敷地界

南側：国道445号南側

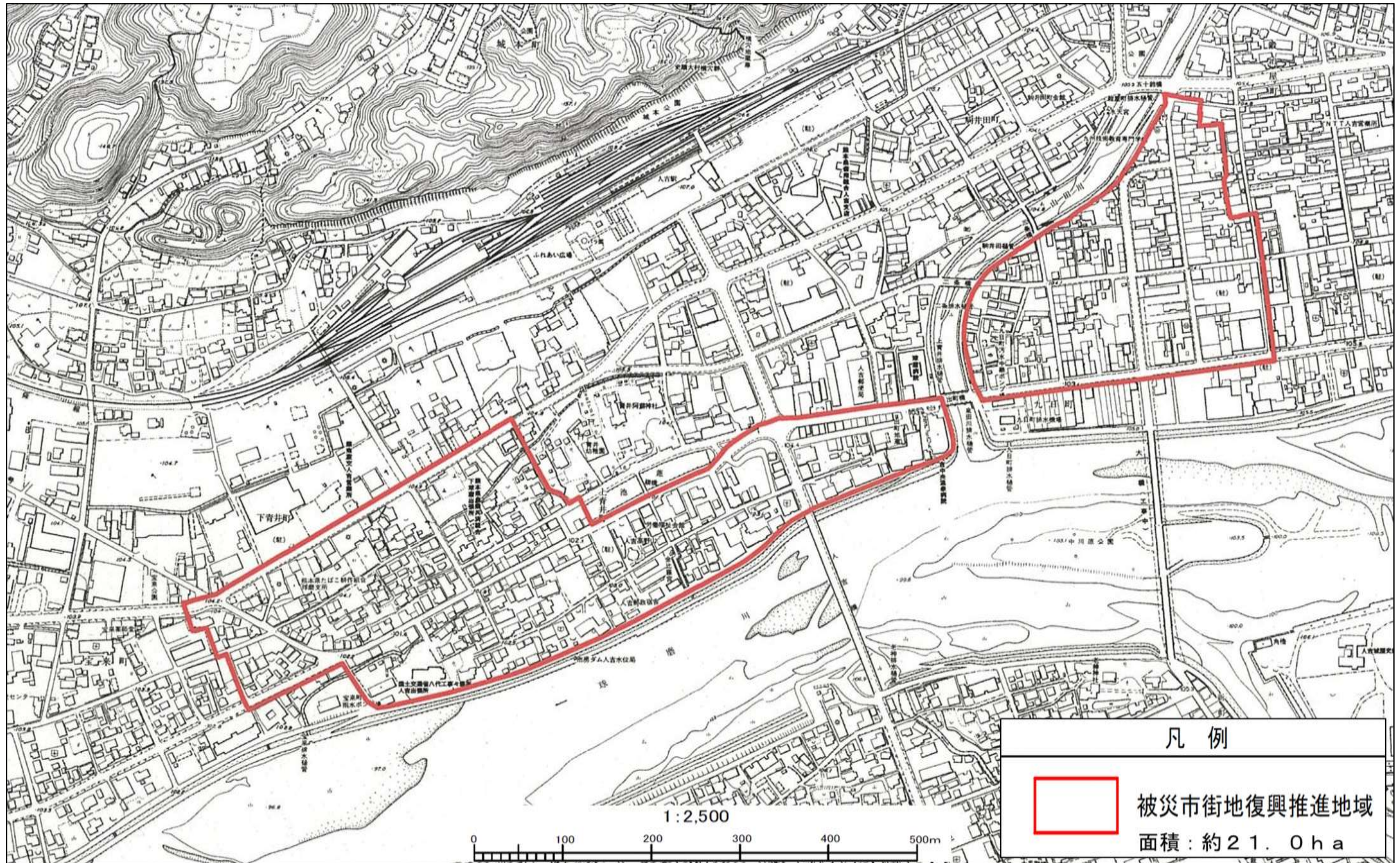
東側：九日町鍛冶屋町線、敷地界

西側：出町橋左岸

2 被災市街地復興推進地域の検討について



被災市街地復興推進地域（案）



2 被災市街地復興推進地域の検討について



■被災市街地復興推進地域が指定されたら（特措法第7条及び第8条）

- 地域内の土地において、建築行為等が制限され、土地の造成・建築物の新築、改築、増築（応急修繕は含まない）には市長の許可が必要となる。
- 2階建て以下の木造等簡易な建築物で、市長の許可が得られないために、土地所有者に著しい支障が生ずる場合には、市または土地開発公社等は当該土地を時価で買い取るべきものとされている。
- 制限の期間は、発災より最長で2年間（令和4年7月3日まで）となる。

■許可が可能な建築行為等の内容

自己の居住の用に供する住宅又は、自己の業務に供する建築物（住宅を除く）の新築、改築又は増築で、次の要件に該当するもの。

- 2階建て、平屋
- 地下なし
- 木造、鉄骨造、コンクリートブロック造
- 容易に移転または除却ができる
- 敷地の規模が300㎡未満

■市長の判断が必要な建築行為等の内容

建築物の新築、改築又は、増築で次の要件に該当するもの。

- 3階建て以上
- 地下あり
- 鉄筋コンクリート造
- 自らの生活の本拠として使用しないもの（貸事務所、貸店舗、アパートなど）
- 敷地の規模が300㎡以上

■許可申請が不要な行為

- 現在既に建っている建物の修繕については問題ありません。
- 都市計画決定前に工事に着手していたものについては、建てられます。

3 住民説明会における主なご質問等について



【住民説明会の実施状況】

復興まちづくりに向けた説明会（全6回開催）

説明会の周知方法

- 広報ひとよし5月1日号に掲載
- 広報と併せ開催案内文書の配布
- 人吉市ホームページに掲載

開催日時及び場所

- | | | |
|----------------|------------|---------------|
| ● 令和3年5月14日（金） | 午後 4時30分から | 中原コミュニティーセンター |
| | 午後 7時00分から | 〃 |
| ● 令和3年5月15日（土） | 午後 4時30分から | 人吉東小学校体育館 |
| | 午後 7時00分から | 〃 |
| ● 令和3年5月16日（日） | 午後 4時30分から | 西瀬小学校体育館 |
| | 午後 7時00分から | 〃 |

復興まちづくりに向けた追加説明会（全2回開催）

説明会の周知方法

- 人吉市ホームページに掲載

開催日時及び場所

- | | | |
|----------------|-------------|----------|
| ● 令和3年5月25日（火） | 午前 10時00分から | 肥後銀行人吉支店 |
| | 午後 2時00分から | 〃 |

被災市街地復興推進地域の指定に関する説明会（全5回開催）

説明会の周知方法

- 広報ひとよし5月1日号及び6月1日号に掲載
- 権利者等へ通知書の発送
- 人吉市ホームページ
- デタポン（RKKの情報）

開催日時及び場所

- | | | |
|---------------|------------|----------------|
| ● 令和3年6月4日（金） | 午後 6時00分から | 人吉スポーツパレス大アリーナ |
| ● 令和3年6月5日（土） | 午後 2時00分から | 〃 |
| | 午後 6時00分から | 〃 |
| ● 令和3年6月6日（日） | 午後 2時00分から | 〃 |
| | 午後 6時00分から | 〃 |

3 住民説明会における主なご質問等について



【広報ひとよし等掲載資料】

広報 5 月 1 日号別紙 開催案内文書

広報 5 月 1 日号

人吉市復興まちづくり計画・被災市街地復興推進地域の説明会のお知らせ

人吉市復興まちづくり計画・被災市街地復興推進地域の都市計画に関する説明会を開催します。

被災市街地復興推進地域（案）の対象範囲は別途お知らせします。

被災市街地復興推進地域とは

大規模災害で被害を受けた市街地の復興を推進するために、被災市街地復興特別措置法に基づき市が指定した地域。この地域では、建築物の建築などに制限がかかります。

※駐車場に限りがあるため、できる限り乗り合わせでお越しください。

※説明内容は同じです。都合の良い日時でご参加ください。

被災市街地復興推進地域の制度についての説明会

期日	時間	場所
5月14日(金)	・午後4時30分～ ・午後7時～	中原コミセン
5月15日(土)	・午後4時30分～ ・午後7時～	人吉東小体育館
5月16日(日)	・午後4時30分～ ・午後7時～	西瀬小体育館

被災市街地復興推進地域（案）に関する説明会

期日	時間
6月4日(金)	午後6時～
6月5日(土)	午後2時～、午後6時～
6月6日(日)	午後2時～、午後6時～

場所 スポーツパレス大アリーナ

問合せ

市復興支援課（☎22-2111 内線8892）

市都市計画課（☎22-2111 内線2422）

復興まちづくりに向けた「被災市街地復興推進地域」の制度に関する説明会のお知らせ

現在、市では令和2年7月豪雨の被害が特に大きかった地域について、復興まちづくり計画に関する地区別懇談会を行っています。

この内、道路が狭く、建物が密集している地区では、避難路・避難地の確保など防災機能の強化を図るとともに、賑わいのあるまちづくりを進める必要があることから、「被災市街地復興推進地域」の指定について、検討を進めています。

住民の皆様には市の考えについて御説明し、また、御意見をお聴きするため、以下のとおり説明会を開催いたします。是非、御参加ください。

1. 被災市街地復興推進地域とは

「被災市街地復興推進地域」とは、大規模災害で被害を受けた市街地の復興を推進するために、被災市街地復興特別措置法に基づき市が指定する地域です。この地域では、最長で発災から2年を期限に、建築物の建築などに一定の制限がかかります。

2. 被災市街地復興推進地域の検討地区

中心市街地、青井地区、薩摩瀬地区
（九日町、紺屋町、上青井町、中青井町、下青井町、宝来町の各一部）

3. 説明会の日程

期 日	時 間	場 所
5月14日(金)	・午後4時30分～ ・午後7時～	中原コミセン
5月15日(土)	・午後4時30分～ ・午後7時～	人吉東小体育館
5月16日(日)	・午後4時30分～ ・午後7時～	西瀬小体育館

※ 説明内容は同じです。都合の良い日時でご参加ください。

※ 駐車場には限りがあるため、できる限り乗り合わせでお越しください。

本説明会及び地区別懇談会等の場において、住民の皆様のお意見を伺い、6月4日（金）～6日（日）にスポーツパレス大アリーナにおいて説明会を開催し、地域指定の案をお示しする予定です。

（詳細は5月1日号広報「ひとよし」をご確認ください。）

問い合わせ先

人吉市役所 復興支援課（内線 8892）・都市計画課（内線 2422）

電話： 22-2111 F A X： 24-7869

メール： fukkousien@hitoyoshi.kumamoto.jp

3 住民説明会における主なご質問等について



【広報ひとよし等掲載資料】

広報 6 月 1 日号

人吉市被災市街地復興推進地域の都市計画案の縦覧を行います

市では、人吉市被災市街地復興推進地域に関する都市計画案について、都市計画法第 17 条第 1 項に基づき、次のとおり縦覧を行います。

期間 6 月 10 日（木）～ 23 日（水）（土・日曜、祝日を除く）

時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

縦覧場所 市都市計画課（スポーツパレス別館 2 階）

【位置・区域】

○下青井町字下青井町の全域

○九日町、紺屋町、上青井町字上青井町、下青井町字下青井田、宝来町、字年ノ神、字下町の各一部

意見書を提出できます

今回の縦覧を行う都市計画案は、都市計画法第 17 条第 2 項により、市民や利害関係者は市に意見書を提出することができます。希望される人は縦覧に来られたときに、提出方法をご案内します。

提出期限 6 月 23 日（水）必着

※ 6 月 4 日（金）～ 6 日（日）に説明会を開催します。詳しくは広報ひとよし 5 月号 19 頁をご覧ください。

※ 説明会でのご意見などによっては、縦覧の日程を変更する場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 市都市計画課（☎ 2 2 - 2 1 1 1 内線 2 4 2 2）

市ホームページ

被災市街地復興推進地域(案)に関する住民説明会のお知らせ

更新日：2021年5月17日

被災市街地復興推進地域(案)に関する住民説明会を開催します

現在、市では令和 2 年 7 月豪雨の被害が特に大きかった地域について、復興まちづくり計画に関する地区別懇談会を行っています。

この内、道路が狭く、建物が密集している地区では、避難路・避難地の確保など防災機能の強化を図るとともに賑わいのあるまちづくりを進める必要があることから、「被災市街地復興推進地域」の指定について検討を進めており、令和 3 年 5 月 14 日（金曜日）から 16 日（日曜日）の 3 日間において、復興まちづくりに向けた「被災市街地復興推進地域」の制度に関する説明会を開催しました。

今回、住民の皆さまに「被災市街地復興推進地域」の(案)について、市の考えをご説明し、ご意見をお聞きするため、以下のとおり説明会を開催します。

被災市街地復興推進地域(案)の位置・区域

九日町、紺屋町、上青井町、下青井町、宝来町の各一部

説明会の日程

表:説明会の日程

期日	時間	場所
6月4日(金曜日)	・ 午後6時00分から	スポーツパレス大アリーナ
6月5日(土曜日)	・ 午後2時00分から ・ 午後6時00分から	
6月6日(日曜日)	・ 午後2時00分から ・ 午後6時00分から	

3 住民説明会における主なご質問等について



【復興まちづくりに向けた説明会の様子】

令和3年5月14日（金）～ 5月16日（日）、令和3年5月25日（火）
延べ 113名参加



3 住民説明会における主なご質問等について



【復興まちづくりに向けた説明会の様子】

主な意見・要望等

意見・要望	市回答
まちづくりのビジョンは、どのくらいで出来るのか。	秋頃には復興まちづくり計画としてとりまとめたいと考えている。
制限期間が発災後最長2年間となっているのはどういう意味か。	発災から2年以内という期間中、一定のルールを設け、建築を待っていただくもの。
住民の声を聴いたまちづくりを進めて欲しい。	地区別懇談会などを通し、市民の意見を聴いた上で、復興まちづくり計画を進めていく。
道路と公園以外に予定している公共施設はあるか。	地区別懇談会で住まえる公共施設が必要ではないかという意見もあっており、今後も意見を聴きながら、こういった施設が必要が検討を進めて行きたい。
都市計画事業の中身は、まだ検討していない状況なのか。	今回は、当推進地域の範囲を都市計画決定するものであり、その後、都市計画事業などの検討を行っていく。

3 住民説明会における主なご質問等について



【広報ひとよし等掲載資料】

権利者等へ通知（約390通発送）

人建都第57号
令和3年5月26日

各位

人吉市長 松岡 隼人
(公 印 省 略)

人吉市被災市街地復興推進地域（案）の説明会の開催について（お知らせ）

日頃から人吉市行政に、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、市では令和2年7月豪雨において特に被害が大きかった地域の中で、道路が狭い、避難地となる公園など公共施設が不足している地域について、復興まちづくり事業を迅速に推進していくために『人吉市被災市街地復興推進地域』の検討を進めております。

今回、市が『被災市街地復興推進地域』として検討している地域に、お住まいの方、ご家族などが土地、建物等を所有されておられる方で、本市においてご住所等が確認できた方々へこの説明会の開催のご案内文書を送付しております。

つきましては、『被災市街地復興推進地域』の検討範囲等について、市の考えをご説明し、皆様のご意見をお聴きしたく、下記の日程で説明会を開催いたしますので、ご参加くださいますようお願いいたします。

記

1 説明会の日程

期 日	時 間	場 所
6月4日（金）	午後6時～	スポーツバレス 大アリーナ
6月5日（土）	午後2時～、午後6時～	
6月6日（日）	午後2時～、午後6時～	

※説明内容は同じです。都合の良い日時でご参加ください。資料は、会場でお配りします。

2 被災市街地復興推進地域の検討範囲（案）
九日町、紺屋町、上青井町、下青井町、宝来町の各一部

3 被災市街地復興推進地域に指定されたら
指定された地域内では、最長で発災日（令和2年7月4日）から2年間、一定規模の建物を建築される際に、市長の許可が必要になります（説明会でご説明いたします）。

問い合わせ先（代表）
人吉市役所 都市計画課
担当：土肥・豊田
電話 22-2111
(内線 2422)

※なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今回の説明会のご案内文書は、人吉球磨地域の方のみを対象に送付しております。

人吉球磨地域以外の方には、別途、お知らせの文書等の送付により対応しております。

説明会にご参加されなかった方には、6月7日（月）の週に、説明会で使用しました資料をお送りする予定です。

3 住民説明会における主なご質問等について



【被災市街地復興推進地域の指定に関する説明会の様子】

令和3年6月4日（金）～ 6月6日（日）

延べ 202名参加



3 住民説明会における主なご質問等について



【被災市街地復興推進地域の指定に関する説明会の様子】

主な意見・要望等

意見・要望	市回答
規制するメリット・デメリットは。	メリットは、避難路等を早期に整備することができること。 デメリットは、鉄筋コンクリート造などの建物の再建を待つていただくことになること。
水害リスクが高い球磨川沿いの九日町が含まれないのはなぜか。	硬い建物があり、土地区画整理事業等の対象とすべきエリアには該当しないため。
浸水した地域に公園を整備する理由は。	一時まとまって避難する場合や火事や他の災害にも備えるものとして整備するもの。
家を勝手に建てることができないのか。	自宅などを建てる際に、市長の許可を得ていただくという手間が増える。
接道する道路が基準を満たしていないため、建物が建てられない。	そのような場所については、建物が再建できるよう、面的整備などを検討していく。

3 住民説明会における主なご質問等について



【権利者等で欠席者への対応】

説明会終了後、説明資料の送付
約 280 通発送

事務連絡
令和3年6月7日

各位

人吉市長 松岡 隼人
(公印省略)

人吉市被災市街地復興推進地域（案）の住民説明会の資料について（送付）

日頃から人吉市行政に、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
令和3年5月26日付け人建都第57号でお知らせいたしておりました標記の件につきまして、令和3年6月4日～6日に説明会を開催いたしました。
説明会で使用いたしました資料をお送りいたしますので、ご覧いただきますと幸いに存じます。
資料に関して、ご不明な点等ございましたら、資料の最後のページの問い合わせ先までお願いいたします。
なお、説明会での質疑事項につきましては、近日中に人吉市ホームページに掲載予定です。
また、資料の中にも記載いたしておりますが、今後、都市計画法に基づいて、被災市街地復興推進地域の案の縦覧を行います。
この案に関しまして、市民の皆様、利害関係のある方は意見書を提出することができますとなっております。
資料における縦覧期間につきましては、現時点での案でございますので、詳細は、お電話等でご確認いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先（代表）
人吉市役所 都市計画課 担当：土肥・豊田
電話 0966-22-2111（内線2422）
FAX 0966-22-2152
メール toshikeikaku@hitoyoshi.kumamoto.jp
※FAX、メールを送られた際は、お手数ですが、お電話でその旨ご連絡ください。

被災市街地復興推進地域の
指定に関する説明会
～復興まちづくりに向けて～

令和3年6月4日（金）～6日（日）

人吉市
復興局・建設部

本日の説明内容

- 0. 説明会の趣旨について
- 1. 復興まちづくりの検討
- 2. 復興まちづくりの方向性
- 3. 被災市街地復興推進地域の検討、区域案
- 4. 今後の予定

4 都市計画案の縦覧・意見書について



6月の説明会での縦覧についてのスライド

令和3年	5月14日～ 5月16日	： 復興まちづくりに向けた説明会
	6月4日～ 6月6日	： 被災市街地復興推進地域（原案）に関する住民説明会
	6月10日～ 6月23日	： 公告・縦覧（縦覧期間：2週間） ： 意見書の提出（〃）
		場所 人吉市建設部都市計画課 （スポーツパレス2F） 時間 午前8時30分～午後5時15分
	7月8日	： 人吉市都市計画審議会（本日）
	7月中	： 熊本県知事協議
	7月中	： 都市計画決定・告示

市ホームページ（抜粋）

人吉市被災市街地復興推進地域の決定に係る都市計画案の縦覧について（お知らせ）

更新日：2021年6月10日

人吉市被災市街地復興推進地域の決定に係る都市計画案の縦覧を行います

人吉市では、人吉市被災市街地復興推進地域の決定に係る都市計画の案を作成しましたので、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、案の縦覧を次のとおり行います。

1 縦覧を行う都市計画の案

1. 名称 人吉市被災市街地復興推進地域
2. 位置・区域
人吉市九日町、紺屋町、上青井町字上青井町、下青井町字下青井町、字下青井田、宝来町、字年ノ神、字下町の各一部

2 縦覧場所

人吉市建設部都市計画課

住所：人吉市下城本町1566-1 市役所第2別館（人吉スポーツパレス内）

3 縦覧期間

令和3年6月10日（木曜日）から令和3年6月23日（水曜日）

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

土曜日、日曜日及び祝祭日は、閉庁日のため縦覧できません。

5 意見書の提出

意見書の提出について

1 意見書を提出できる方：人吉市民（人吉市に事業所等を有する法人を含む）、利害関係者

2 あて先：人吉市都市計画課

住所 〒868-0015 人吉市下城本町1566-1
人吉市役所第2別館（人吉スポーツパレス内）

電話 0966-22-2111（内線2422）

FAX 0966-22-2152

メール toshikeikaku@hitoyoshi.kumamoto.jp

3 提出方法及び提出期限

直接提出、FAX、メール送信：令和3年6月23日（水）17：15まで

郵送：令和3年6月23日（水）必着

FAX、メールの際は、その旨、電話で連絡

縦覧期間は、現時点案のため、詳細は、電話等で確認を

4 意見書の記載事項

意見書の様式定めなし。以下の事項を記載

ア 意見書提出者の住所、氏名及び連絡先

イ 意見書の提出の対象である都市計画の案の名称

「（例）人吉市被災市街地復興推進地域の案に対する意見書」

4 都市計画案の縦覧・意見書について



- 縦覧：6月10日（木）～23日（水）
- 縦覧期間：人吉市役所建設部都市計画課
- 周知方法：広報ひとよし6月号、6月の説明会、市ホームページ
- 縦覧者数：16名の方が縦覧
- 意見書：15名の方から提出あり

4 都市計画案の縦覧・意見書について



意見書における主な意見の要旨及び市の見解

意見の要旨	市の見解
まちを復興するには、被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行い、行政からの援助がなければ無理ではないか。 市が土地を買い上げなどして、街中を田の字に区画整理をして、面を増やすとともに、避難所を兼ねた駐車場の整備を。	被災市街地復興推進地域に指定して、復興するというご意見につきまして、市としても同様の考えでございます。 被災市街地復興推進地域指定後の事業計画につきましては、地区別懇談会等でのご意見を集約し、スピード感をもって取り組んでまいりたいと存じます。
市中心部全域を被災市街地復興推進地域の範囲とするべき。	指定は、建築制限を伴うため、最小限の範囲とするという考えから、市中心部全域までは指定する必要はないと判断しております。 なお、地域に指定しない範囲につきましても、8つの重点地区ごとに住民対話を重ねながら、復興まちづくりを進めているところでございます。
説明会における『質問』と『回答』を文書にしての公開を希望する。	説明会における『質問』と『回答』につきましては、説明会の資料と併せて、市ホームページに掲載しております。

4 都市計画案の縦覧・意見書について



意見書における主な意見の要旨及び市の見解

意見の要旨	市の見解
被災地域は、家屋の解体も進み人口も減っている。空地も多い。 公園も道路の拡幅も必要ない。 元の生活に戻りつつある。 町内での話し合いもできない。 この計画には、反対。	今後の水害を踏まえ、災害時の避難路や避難場所の確保は必要なものと考えております。また、空洞化を防ぎ、賑わいのあるまちづくりを実現できることも大切と考えております。 町内の話し合いについては、復興まちづくりの懇談会にご参加いただきたい。
推進地域になると新築の際など、市長の許可が必要になる。 換地や減歩が強制的に行われると聞いた。 復興まちづくりに対する市民への意見聴取が不十分。	建築許可は、今後の迅速な復興のため、ご理解ください。 推進地域の都市計画決定によって、換地等が強制的に行われることはございません。 住民意向を踏まえて、事業は行ってまいります。 様々な方法で周知を行っておりますが、更に住民意向を把握し復興まちづくりを進めてまいりたいと存じます。
青井地区の国道445号の拡幅はやめてもらいたい。	本路線は既に都市計画決定されており、都市機能上、整備は必要と考えております。 今後、沿道の土地利用と一体となった空間づくりを検討していきたいと存じます。

4 都市計画案の縦覧・意見書について



意見書における主な意見の要旨及び市の見解

意見の要旨	市の見解
中心市街地に図書館、公営住宅、駐車場の整備要望。	今回の被災市街地復興推進地域の都市計画決定に直接的にかかわる内容ではありませんが、今後の復興まちづくりにつながる提案であり、具体的な土地利用計画の選定や事業手法の検討にあたって貴重な意見として活かしてまいりたいと存じます。
市中心部を飲食店街などとして位置づけ、行政の協力と指導で、発展。 融資制度の活用を含めて、飲食店、地権者と協力して、まちの発展を進めてもらいたい。	今回の被災市街地復興推進地域の都市計画決定に直接的にかかわる内容ではありませんが、今後の復興まちづくりにつながる提案であることから、貴重な意見として活かしてまいりたいと存じます。
人中心、人吉の町割り、球磨川を大切にしたいまちづくりを。 画一的なまち、道路構成にしない。	今回の被災市街地復興推進地域の都市計画決定に直接的にかかわる内容ではありませんが、今後の復興まちづくりにつながる提案であることから、相良700年の歴史ある人吉に最大限の敬意を払い水害を乗り越え、美しい球磨川とともにある持続的可能な地域づくりにあたって貴重な意見として活かしてまいりたいと存じます。